

税・社会保障関係の手続きでは、マイナンバーカード等の提示が必要となります

支所・出張所 マークのあるものは、
支所・出張所でも受付しています。

出生

に関連するおもな手続き

下記にあてはまりますか？ あてはまる手続きをご自身で確認してください	手続き	必要なもの	該当	受付窓口	受付済
---------------------------------------	-----	-------	----	------	-----

住所
戸籍

お子さんのマイナンバー（個人番号通知書）	※後日、通知が郵送で送られます （約 1 か月かかります）			1 階 ⑦市民課	
お子さんの住民票コード	※後日、通知が郵送で送られます			1 階 ①市民課	

保 険

お子さんが国民健康保険に加入する方	国民健康保険の加入 （資格確認書または資格情報のお知らせは 後日郵送）			1 階 ⑧国保医療課	支所・出張所
→出産した方が国民健康保険の方		・母子健康手帳 ・出産育児一時金支給申請書 ・世帯主の口座番号がわかるもの <病院でもらった次の 2 点> ・出産費用の領収・明細書の写し ・代理契約に関する合意文書の写し		1 階 ⑧国保医療課	
① 出産した医療機関で「直接支払制度」(※1) の 手続きをし、出産費用が 50 万円(※2) に満 たなかった方	「出産育児一時金」の支給申請				
② 「直接支払制度」(※1) を利用せずに、 出産費用の全額を医療機関で支払った方					
③ 国民健康保険税軽減申請	産前産後期間に係る国民健康保険税軽 減申請	・出生日がわかるもの ・単胎・多胎妊娠がわかるもの （母子健康手帳等）			
→出産した方が国民健康保険以外の方	※同様の制度があります。手続き方法は、加入している健康保険の 担当者にお問い合わせください。			健康保険の加入先で 手続きしてください	
→出産した（する）方が国民年金の方	国民年金保険料の免除申請	母子健康手帳など		1 階 ④市民課	

※1 国民健康保険から医療機関へ出産育児一時金を直接支払う制度
※2 産科医療補償制度に加入していない医療機関では 48.8 万円

こども

母子健康手帳への出生証明		母子健康手帳		1 階 ③市民課	支所・出張所
児童手当を申請する方	児童手当の申請 ※公務員世帯の方は、勤務先で申請してください 出生の翌日から起算して 15 日以内 ※必要なものがそろっていても 窓口へお越しください	・請求者の口座確認書類 ・請求者の健康保険情報が確認で きる書類等 ※2 人目以降の場合は、持ち物不要で申請で きます		1 階 ⑪えにっこ 応援センター	支所・出張所
子ども医療費助成を申請する方	子ども医療費助成の申請 ※必要なものがそろってから 窓口へお越しください	・健康保険情報が確認できる書類等 （子） ※転入 1 年以内の方は、前住所地の 「所得・課税証明書」またはマイナ ンバーの利用に関する同意書が必要な 場合があります		1 階 ⑩国保医療課	支所・出張所
赤ちゃん家庭訪問のご案内	母子保健相談員や保健師が、赤ちゃんの いるご家庭に訪問し、お子様の成長を一 緒に確認しながら、育児の相談などもお 受けします。 訪問の際には、事前にご連絡します。	・母子健康手帳		1 階 ⑫えにっこ 応援センター	
保育園・認定こども園に入園を希望する方	保育園の入園相談	※受付窓口でご相談ください		2 階 ⑳幼児保育課	
ひとり親家庭等医療費助成を申請する方	ひとり親家庭等医療費助成の 相談・申請	・健康保険情報が確認できる書類等 （親・子） ・戸籍謄本（全部事項証明） ※転入 1 年以内の方は、前住所地の 「所得・課税証明書」またはマイナ ンバーの利用に関する同意書が必要な場 合があります		1 階 ⑩国保医療課	
未熟児で出産された方	養育医療給付の相談・申請	※受付窓口でご相談ください			

その他

市営住宅に入居している方	市営住宅の同居手続き	・同居者異動届 ・収入申告書 ・住民票		第二庁舎 3 階 市営住宅課	
--------------	------------	---------------------------	--	-------------------	--



〒061-1498
北海道恵庭市京町 1 番地

☎0123-33-3131（代表）

開庁時間 あさ **8時45分** ～ 夕方 **5時15分**
(土曜・日曜・祝日、年末年始の閉庁日はお休みです)

島松支所、恵み野出張所でも各種手続きができます。
なお、支所・出張所では受付していないものがあります。内側の表でご確認ください。

恵庭市ホームページ <https://www.city.eniwa.hokkaido.jp/>



手続きチェックシート 出生

ご誕生おめでとうございます

お子さまが生まれた日から 14 日以内に届出してください

出生届

《届出に必要なもの》

- ・ 医師、助産師等が作成した出生証明書付き出生届
- ・ 母子健康手帳

関連する手続きは内側にあります

必要な書類がそろわない手続きは、
後日あらためてご来庁いただく場合があります。

忘れずにお持ちください

本人確認書類

市役所で手続きの際は本人確認をいたします。
本人確認書類の提示をお願いいたします。

<官公署が発行した、顔写真付きで身分を証明できるもの、免許証、許可証>

1点で
本人確認
できるもの



- 運転免許証 マイナンバーカード
- ・ パスポート ・ 障害者手帳
- ・ 官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証など

確認に
2点が必要なもの

- ・ 健康保険証（資格確認書）
- ・ 年金手帳（基礎年金番号通知書）
- ・ 介護保険証 ・ 顔写真付きの社員証、学生証など

代理人の方が手続きするときは

1. 代理人として来られた方について本人確認をいたします。
2. 手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係や委任状等により確認させていただきます。
3. 番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方のマイナンバー（個人番号）をご提示いただきます。

